

## 身体的拘束等の適正化のための指針

### ケアハウス希望の里

#### 1. 身体拘束廃止に関する考え方

当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないケアに努めます。

##### (1) 介護保険指定基準身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたり、当該利用者、他利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為を禁止します。

##### (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

1. 切迫性 利用者本人又は他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
  2. 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。
  3. 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していきます。

#### 2. 身体拘束廃止に向けての基本方針

##### (1) 身体拘束の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

##### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に検討します。本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会にて検討し、心身の損害よりも拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合、その状況の経過を記録し、早期の解除に努めます。

#### 3. 身体拘束廃止に向けた体制

##### (1) 委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置します。

##### (2) 設置目的

- ・ 身体拘束廃止に向けての現状把握および改善の検討

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

#### 4. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### (1) 会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合は随時、委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等を検討し、本人、家族への説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に実施します。

##### (2) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明します。

また、身体拘束の同意期限を超えて、なお身体拘束が必要な場合、事前に契約者、家族等と行っている内容、方向性、利用者の状態を確認説明し、同意を得て実施します。

##### (3) 記録と再検討

心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。拘束の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存します。

##### (4) 拘束の解除

(3) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに拘束を解除します。その場合、契約者、家族に報告します。

#### 5. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職そのほかの従業者について、職員採用時の他、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修概要を記録します。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は利用者等が自由に閲覧できるように事業所に据え置くと共に事業所のホームページにも掲載する。

## 身体的拘束等の適正化のための指針

グループホーム希望の里

### 6. 身体拘束廃止に関する考え方

当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないケアに努めます。

#### (3) 介護保険指定基準身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたり、当該利用者、他利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為を禁止します。

#### (4) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

4. 切迫性 利用者本人又は他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。
  5. 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。
  6. 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。
- 上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していきます。

### 7. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に検討します。本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会にて検討し、心身の損害よりも拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合、その状況の経過を記録し、早期の解除に努めます。

### 8. 身体拘束廃止に向けた体制

#### (4) 委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置します。

#### (5) 設置目的

- ・ 身体拘束廃止に向けての現状把握および改善の検討

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

#### 9. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### (5) 会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合は随時、委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等を検討し、本人、家族への説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に実施します。

##### (6) 利用者本人や家族に対する説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明します。

また、身体拘束の同意期限を超えて、なお身体拘束が必要な場合、事前に契約者、家族等と行っている内容、方向性、利用者の状態を確認説明し、同意を得て実施します。

##### (7) 記録と再検討

心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。拘束の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存します。

##### (8) 拘束の解除

(6) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに拘束を解除します。その場合、契約者、家族に報告します。

#### 10. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職そのほかの従業者について、職員採用時の他、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修概要を記録します。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は利用者等が自由に閲覧できるように事業所に据え置くと共に事業所のホームページにも掲載する。

## 身体的拘束等の適正化のための指針

グループホーム第2希望の里

### 11. 身体拘束廃止に関する考え方

当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないケアに努めます。

#### (5) 介護保険指定基準身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたり、当該利用者、他利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為を禁止します。

#### (6) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

7. 切迫性 利用者本人又は他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

8. 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

9. 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していきます。

### 12. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に検討します。本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会にて検討し、心身の損害よりも拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合、その状況の経過を記録し、早期の解除に努めます。

### 13. 身体拘束廃止に向けた体制

#### (7) 委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置します。

#### (8) 設置目的

・身体拘束廃止に向けての現状把握および改善の検討

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

#### 14. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### (9) 会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合は随時、委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等を検討し、本人、家族への説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に実施します。

##### (10) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明します。

また、身体拘束の同意期限を超えて、なお身体拘束が必要な場合、事前に契約者、家族等と行っている内容、方向性、利用者の状態を確認説明し、同意を得て実施します。

##### (11) 記録と再検討

心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。拘束の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存します。

##### (12) 拘束の解除

(9) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに拘束を解除します。その場合、契約者、家族に報告します。

#### 15. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職そのほかの従業者について、職員採用時の他、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修概要を記録します。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は利用者等が自由に閲覧できるように事業所に据え置くと共に事業所のホームページにも掲載する。

## 身体的拘束等の適正化のための指針

### 介護センター希望の里

#### 16. 身体拘束廃止に関する考え方

当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないケアに努めます。

##### (7) 介護保険指定基準身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたり、当該利用者、他利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為を禁止します。

##### (8) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

10. 切迫性 利用者本人又は他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

11. 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

12. 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。  
上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していきます。

#### 17. 身体拘束廃止に向けての基本方針

##### (1) 身体拘束の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

##### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に検討します。本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会にて検討し、心身の損害よりも拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合、その状況の経過を記録し、早期の解除に努めます。

#### 18. 身体拘束廃止に向けた体制

##### (10) 委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置します。

##### (11) 設置目的

・身体拘束廃止に向けての現状把握および改善の検討

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

#### 19. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### (13) 会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合は随時、委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等を検討し、本人、家族への説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に実施します。

##### (14) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明します。

また、身体拘束の同意期限を超えて、なお身体拘束が必要な場合、事前に契約者、家族等と行っている内容、方向性、利用者の状態を確認説明し、同意を得て実施します。

##### (15) 記録と再検討

心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。拘束の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存します。

##### (16) 拘束の解除

- (12) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに拘束を解除します。その場合、契約者、家族に報告します。

#### 20. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職そのほかの従業者について、職員採用時の他、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修概要を記録します。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は利用者等が自由に閲覧できるように事業所に据え置くと共に事業所のホームページにも掲載する。



## 身体的拘束等の適正化のための指針

ホームヘルパー希望の里

### 21. 身体拘束廃止に関する考え方

当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないケアに努めます。

#### (9) 介護保険指定基準身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたり、当該利用者、他利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為を禁止します。

#### (10) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

13. 切迫性 利用者本人又は他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

14. 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

15. 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していきます。

### 22. 身体拘束廃止に向けての基本方針

#### (1) 身体拘束の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

#### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に検討します。本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会にて検討し、心身の損害よりも拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合、その状況の経過を記録し、早期の解除に努めます。

### 23. 身体拘束廃止に向けた体制

#### (13) 委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置します。

#### (14) 設置目的

・身体拘束廃止に向けての現状把握および改善の検討

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

#### 24. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

##### (17) 会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合は随時、委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等を検討し、本人、家族への説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に実施します。

##### (18) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明します。

また、身体拘束の同意期限を超えて、なお身体拘束が必要な場合、事前に契約者、家族等と行っている内容、方向性、利用者の状態を確認説明し、同意を得て実施します。

##### (19) 記録と再検討

心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。拘束の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存します。

##### (20) 拘束の解除

- (15) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに拘束を解除します。その場合、契約者、家族に報告します。

#### 25. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職そのほかの従業者について、職員採用時の他、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修概要を記録します。

#### 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は利用者等が自由に閲覧できるように事業所に据え置くと共に事業所のホームページにも掲載する。

## 身体的拘束等の適正化のための指針

### デイサービス希望の湯

#### 26. 身体拘束廃止に関する考え方

当施設では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束をしないケアに努めます。

##### (11) 介護保険指定基準身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたり、当該利用者、他利用者の生命、身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束他、利用者の行動を制限する行為を禁止します。

##### (12) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかし、以下の3つの要素の全てを満たす場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

16. 切迫性 利用者本人又は他利用者の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

17. 非代替性 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

18. 一時性 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

上記3つの要件に照らし合わせながら最も良いケアの方法を常に検討していきます。

#### 27. 身体拘束廃止に向けての基本方針

##### (1) 身体拘束の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

##### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に検討します。本人又は他利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、身体拘束廃止委員会にて検討し、心身の損害よりも拘束をしないリスクが高い場合で、切迫性、非代替性、一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人、家族への説明同意を得て行います。また身体拘束を行った場合、その状況の経過を記録し、早期の解除に努めます。

#### 28. 身体拘束廃止に向けた体制

##### (16) 委員会の設置

当施設では、身体拘束廃止に向けて、身体拘束廃止委員会を設置します。

##### (17) 設置目的

・身体拘束廃止に向けての現状把握および改善の検討

- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討および手続き
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討

## 29. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### (21) 会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合は随時、委員会を開催し、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行う事を選択する前に、1. 切迫性、2. 非代替性、3. 一時性の3要素全てを満たしているかどうかについて検討、確認します。

要件を検討、確認した上で、身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等を検討し、本人、家族への説明書を作成します。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に実施します。

### (22) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間又は時間帯、期間、場所、改善に向けた取り組み方法を詳細に説明します。

また、身体拘束の同意期限を超えて、なお身体拘束が必要な場合、事前に契約者、家族等と行っている内容、方向性、利用者の状態を確認説明し、同意を得て実施します。

### (23) 記録と再検討

心身の状況、やむを得なかった理由を記録します。拘束の早期解除に向け、拘束の必要性や方法を随時検討します。記録は5年間保存します。

### (24) 拘束の解除

- (18) の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合、速やかに拘束を解除します。その場合、契約者、家族に報告します。

## 30. 身体的拘束等適正化のための研修

身体的拘束適正化のため介護職そのほかの従業者について、職員採用時の他、年2回以上の頻度で定期的な研修を実施します。研修の実施に当たっては、実施者、実施日、実施場所、研修名、研修概要を記録します。

## 6. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

当該指針は利用者等が自由に閲覧できるように事業所に据え置くと共に事業所のホームページにも掲載する。